

社会医療法人恵愛会に対する再生支援決定について

2017年5月23日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

社会医療法人恵愛会

2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社大分銀行及び株式会社西日本シティ銀行

3. 商取引債権の取り扱い

再生支援対象事業者に対する再生支援決定に当たっては、事業再生計画において指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権について金融支援の依頼が行われるにすぎず、商取引債権については、何ら影響はありません。

4. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者は、大分市街の中心部において、260床の許可病床を有し、救急を中心とする急性期領域からリハビリを中心とする回復期領域に至るまで、一貫した医療サービスを提供する「大分中村病院」を運営しています。同病院は、県内最大規模の民間病院であり、社会医療法人の認定も受け、年間で約2,000件もの救急搬送患者を受け入れる等、公益性の高い病院として永きにわたり地域医療に貢献してきました。

大分中村病院における医療サービスの存続は、地域住民の生活にとって極めて重要であると共に、500名超の医療スタッフを抱える同病院が地域雇用に果たす役割は極めて大きいと言えます。そのため、今般の機構による支援は、地域経済活性化の観点から十分な意義が認められるものと考えます。

(2) 機構の役割

本件において機構は、事業再生計画の策定を支援するとともに、関係金融機関等、

関係者間の利害調整を公正・中立的な立場から実施することによって、円滑な事業再生を目指します。新病院の建設を早期に実現するため、負担可能額を上回る債権の放棄を債権者に依頼すると共に、機構と債権者は、それぞれ経営人材を派遣することで、再生支援対象事業者が安定した経営基盤を構築できるよう支援します。

5. 大分駅前不動産について

再生支援対象事業者は過去に、新病院の建設予定地として大分駅前所在の不動産を取得しておりましたが、建設計画見直しの上、代替地における建設を検討するものとし、同土地については大分駅前地域の活性化に資する事業者に対して売却する予定です。

※ 公表する理由

本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で、公表を行うことと致しました。

以上

再生支援対象事業者の概要

① 再生支援対象事業者	社会医療法人恵愛会 大分中村病院
② 本店所在地	大分県大分市大手町3丁目2番43号
③ 設立日	1966（昭和41）年12月10日
④ 事業	医療事業
⑤ 職員数	約500名

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社地域経済活性化支援機構

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1 大手町ビル9階

代表：TEL 03-6266-0304